

4. 研修事業

(1) 長期研修、短期研修

研修名		期日	募集人員	参加資格	免許法認定講習受講による取得可能免許状	
長期研修 (特殊教育指導者養成研修)		平成12年4月11日(火) 平成13年3月15日(木)	50名	盲・聾・養護学校の教員及び小・中学校において特殊教育を担当する教員又は教育委員会、特殊教育センター等の特殊教育担当教育職員で、教職経験年数が5年以上かつ特殊教育経験年数が原則として3年以上で、概ね45歳以下の者	盲・聾・養護学校教諭専修・一種・二種免許状	
短期研修 (特殊教育中堅教員養成研修)	第一期	知的障害教育コース	平成12年5月8日(月)	60名	小・中学校の特殊学級(知的障害)担当教員及び養護学校の教員等で、教職経験年数が3年以上で、概ね45歳以下の者	養護学校教諭 一種・二種免許状
	情緒障害教育コース	40名		盲・聾・養護学校の教員及び小・中学校において情緒障害児指導を担当する教員等で、教職経験年数が3年以上で、概ね45歳以下の者		
	第二期	重度・重複障害教育コース	平成12年9月4日(月)	70名	盲・聾・養護学校の教員(小・中学校の特殊学級担当教員を含む)等で、教職経験年数が3年以上で、概ね45歳以下の者	
	病弱教育コース	30名		養護学校の教員及び小・中学校の特殊学級(病弱)担当教員等で、教職経験年数が3年以上で、概ね45歳以下の者		
	第三期	視覚障害教育コース	平成13年1月10日(水)	20名	盲学校の教員及び小・中学校において視覚障害児指導を担当する教員等で、教職経験年数が3年以上で、概ね45歳以下の者	盲学校教諭 一種・二種免許状
	聽覚障害教育コース	30名		聾学校の教員及び小・中学校の特殊学級(難聴)担当教員等で、教職経験年数が3年以上で、概ね45歳以下の者	聾学校教諭 一種・二種免許状	
	言語障害教育コース	30名		小・中学校の特殊学級(言語障害学級等)担当教員及び養護学校の教員等で、教職経験年数が3年以上で、概ね45歳以下の者	養護学校教諭 一種・二種免許状	
	教育工学コース	20名		特殊教育諸学校の教員及び小・中学校の特殊学級担当教員、特殊教育センター等の特殊教育担当教育職員で、教職経験年数が3年以上で、概ね45歳以下の者		

1) 長期研修（特殊教育指導者養成研修）

長期研修は、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教員、小学校若しくは中学校において特殊教育に従事している教員又は教育委員会、特殊教育センター等において特殊教育を担当する教育職員で、今後、特殊教育に関し指導的立場に立つと見込まれる者を対象として、専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実を図ることを目的としている。

研修内容は、研究部の指導のもとに、研修課題を設定し、研究部における研究への参加、附属教育相談施設における教育相談への参加、盲学校・聾学校・養護学校等における実地研修、共通講義の受講及び国立久里浜養護学校における実習等を通じて、研修する。

2) 短期研修（特殊教育中堅教員養成研修）

短期研修は、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教員、小学校若しくは中学校において特殊教育に従事している教員又は教育委員会、特殊教育センター等において特殊教育を担当する教育職員で、将来、特殊教育に関し指導的立場に立つと見込まれる者を対象として、専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実を図ることを目的としている。

研修内容は、本研究所職員、大学教員及び学識経験者等による講義、演習、研究協議及び盲学校・聾学校・養護学校等への実地研修等を通じて、研修する。

● 免許法認定講習

長期研修及び短期研修においては、研修中に盲学校・聾学校・養護学校教諭の専修・一種・二種免許状の取得に必要な単位を授与することを目的とする免許法認定講習を併せて実施している。

(2) 講習会

事業名	開催期間	募集人員	参加資格
1) 「通級による指導」 指導者講習会	平成12年7月10日(月) ～ 平成12年7月19日(水)	100名	小・中学校の教員及び盲・聾・養護学校の教員又は教育委員会、特殊教育センター等の特殊教育担当教育職員で、「通級による指導」において指導的役割を果たす者
2) 学習障害児等指導者講習会	平成12年7月31日(月) ～ 平成12年8月4日(金)	100名 程度	都道府県・指定都市の教育委員会及び特殊教育センターの指導主事等又は公立小・中学校等の教員で学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒に対する指導について、指導的立場に立つ者
3) 新任特殊教育諸学校等 校長・教頭講習会	平成12年11月13日(月) ～ 平成12年11月17日(金)	100名	特殊教育諸学校及び特殊学級を置く小・中学校の校長・教頭で、特殊教育諸学校に勤務又は小・中学校の特殊学級の担当経験のない新任者
4) 特殊教育センター等 教育相談職員講習会	平成12年11月27日(月) ～ 平成12年12月8日(金)	59名	特殊教育センター又は教育センター等において、障害のある子どもについての教育相談を担当している職員

1) 「通級による指導」指導者講習会

平成5年度より「通級による指導」が制度化されたことに伴い、担当者の指導力の向上を図り、各地域における「通級による指導」の円滑な運営に資することを目的とし、小学校・中学校の教員及び盲学校・聾学校・養護学校の教員又は教育委員会・特殊教育センター等の特殊教育担当教育職員で、「通級による指導」を担当し、各地域等において指導的役割を果たす者を対象としている。

講習内容は、「通級による指導」に関する諸問題について、学識経験者及び本研究所職員による講義並びに障害種別による分科会を編成して研究協議等を行っている。

2) 学習障害児等指導者講習会

「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」の学習障害児に対する指導についての報告（平成11年7月）を踏まえ、学習障害についての理解を深め、学習障害又はこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒に対する指導方法等について、指導的立場に立つ者の指導力の向上を図り、その充実に資することを目的とし、都道府県・指定都市の教育委員会及び特殊教育センター等の指導主事等又は公立小学校・中学校等の教員で学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒に対する指導について、指導的立場に立つ者を対象としている。

講習内容は、学習障害児等の指導方法に関する諸問題について、学識経験者及び本研究所職員による講義並びに研究協議を行っている。

3) 新任特殊教育諸学校等校長・教頭講習会

全国の盲学校・聾学校・養護学校及び特殊学級を置く小学校・中学校の校長・教頭で、盲学校・聾学校・養護学校の勤務経験及び小学校・中学校の特殊学級の担当経験のない新任者を対象として、「特殊教育諸学校等の運営上の諸問題」について、職務に必要な研修を行い、その識見を高め、指導力の向上を図ることを目的とするものである。

講習内容は、「特殊教育諸学校等の運営上の諸問題」について、学識経験者及び本研究所職員による講演、講義並びに障害種別による分科会を編成して研究協議等を行っている。

4) 特殊教育センター等教育相談職員講習会

都道府県・指定都市の特殊教育センター又は教育センター等において、障害のある子どもについての教育相談を担当している職員の資質の向上を図り、教育相談業務の円滑な運営に資することを目的とするものである。

講習内容は、障害のある子どもの教育相談を巡る諸問題について、学識経験者及び本研究所職員による講演、講義並びに事例協議等を行っている。